

平成23年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。  
労働省

(交付の目的)

第2条 アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。この補助金は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施要綱」（平成 年 月 日 号）に基づき厚生労働大臣（以下、「大臣」という。）が指定した法人が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

次表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額 (単位 千円)	2 対象経費	3 補助率
64,125	国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に必要な次に掲げる経費 海外専門家等雇上費、海外事務所設置運営費、調査 専門家雇入費・派遣出張費、専門家・セミナー参加者 等旅費・謝金、報告書作成費（翻訳費、印刷製本費）、 庁費（会場借料及び損料、会議費）、送金等手数料	9/10

(申請の手続)

第5条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、別紙様式第1号による申請書に係る書類を添えて、平成23年 月 日までに大臣に提出するものとする。

(施行後1ヶ月)

(変更申請手続)

第6条 補助事業者は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別紙様式第2号による変更申請書を平成24年2月末日までに提出しなければならない。

(交付決定までの標準的処理期間及び通知)

第7条 大臣は、第5条又は第6条の規定による交付申請があったときは、当該申請書の到達した日から起算して原則として1月以内に審査のうえ、交付の決定(決定の変更を含む。)を行い、補助事業者に通知するものとする。ただし、大臣は、交付の決定を行うに当たり、条件を付することができる。

(交付額の概算払)

第8条 大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払いによる支払いを要望する場合は、大臣は、補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払いをすることができる。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、大臣の承認を受けなければならない。

2 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別紙様式第3号により大臣に報告してその指示を受けなければならない。

4 事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第4号によりその状況を報告しなければならない。

5 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

6 大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- 7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 8 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 9 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5号により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- 10 補助事業者が、国が所管する特例民法法人である場合は、この補助金に係る支出明細書を別紙様式第6号により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成24年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

#### （実績報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日（第9条第2項により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日）又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第7号による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たって、交付額に係る消費税仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の返還）

- 第11条 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### （その他）

- 第12条 特別の事情により第4条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成 2 3 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付について、平成 2 3 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の計画書
- 3 国庫補助金所要額調書（別紙 1）
- 4 添付書類
  - （1）予算書抄本又は見込書抄本
  - （2）その他参考となる書類

別紙 1

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金所要額調書

(団体名 : )

1 事業所要額

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 F欄は、D欄とE欄を比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。

3 H欄は、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数がある場合には、これを切捨てる）を記入すること。

2 対象経費の支出予定額算出内訳

対象経費	支出予定額	算出内訳
	円	

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成 2 3 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金変更申請書

平成 2 3 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 2 3 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金について、下記のとおり、国庫補助 

追加交付
一部取消

 を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の変更内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更の補助事業に及ぼす影響

4 国庫補助 

追加交付
一部取消

 申請額 金 円

(変更後交付申請額 金 円)

- 5 国庫補助金所要額変更調書 (別紙 1)

別紙 1

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金所要額変更調書

(団体名 : )

1 事業所要額

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 当初所要額を上段 ( ) 書きとすること。  
 2 F 欄は、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額を記入すること。  
 3 G 欄は、C 欄と F 欄を比較して少ない方の額を記入すること。  
 4 H 欄は、G 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数がある場合には、これを切捨てる) を記入すること。

2 対象経費の支出予定額算出内訳

対象経費	支出予定額	算出内訳
	円	

- (注) 当初所要額を上段 ( ) 書きとすること。

様式第 3 号

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金補助事業事故報告書

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、標記事業の事故について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業の収支状況
- 3 事故の原因
- 4 事故に対してとった処置

様式第 4 号

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金補助事業収支状況報告書

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、標記事業の収支状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績概要
- 2 補助事業の経費区分別収支概要

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成 2 3 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 2 3 年 月 日第 号により交付決定のあった平成 2 3 度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金について、「平成 2 3 度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱」第 9 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金 円

（注）別添参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）

## 平成 2 3 年度補助金等支出明細書

特例民法法人名

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付実績額			千円(A)
4. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内訳		金額	
		千円	
		千円	
合計		千円	
合計		千円	
5. 外部への支出			
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
合計			千円(B)
(2) (1)以外の支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
合計			
6. その他			
内容		金額	
		千円	
		千円	
合計		千円	
7. 再補助・再委託等の割合			%(B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

様式第7号

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

団体名

代表者

印

平成23年度 アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金補助事業実績報告書

平成23年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、標記事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 国庫補助金精算額調書（別紙1）
- 3 実施した事業  
（1）事業の内容（詳細かつ具体的に記入すること。）  
（2）事業の効果
- 4 添付書類  
（1）決算書抄本又は見込書抄本  
（2）その他参考となる書類

別紙 1

平成 23 年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金所要額精算調書

(団体名 : )

1 事業所要額

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	国庫補助 交付決定額 I	国庫補助金 受入済額 J	差引額 △不足額 (J-H) K
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 F 欄は、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額を記入すること。  
 2 G 欄は、C 欄と F 欄を比較して少ない方の額を記入すること。  
 3 H 欄は、G 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数がある場合には、これを切捨てる）を記入すること。

2 対象経費の実支出額算出内訳

対象経費	実支出額	算出内訳
	円	

